

# 令和8年度沖縄県環境月間実施要領

沖縄県環境部

## 1 環境月間の背景について

1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議において、国連が6月5日を「世界環境デー」と定めたことを契機に、世界各国で毎年6月5日に環境に関する様々なイベント等が行われています。

我が国でも「環境基本法」において、6月5日を「環境の日」と定めるとともに、国民が環境保全への関心と理解を深め、積極的に環境保全活動を行う意欲を高めるため、国や地方公共団体等は、各種の催し等の実施に努めると規定しています。

さらに、国は、このような取り組みを発展させるため、毎年、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、全国各地で様々な行事、催し等が行われています。

## 2 令和8年度「環境月間」について

環境省では、人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」という3つの世界的危機に直面していることを踏まえ、これらの危機克服のため、炭素中立（ネット・ゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）等の環境政策に統合的に取り組み、経済社会課題の同時解決を図ることにより、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すとしています。その実現に向け、地域の経済の持続的成長と豊かな生活環境を創出し、「新たな成長」を遂げ、環境行政の原点と言うべき、安全・安心、かつ健康で心豊かな暮らしの実現に向け、個別分野の取り組みも一層進めていくとしており、これらに関連する各種行事等を実施するとしております。

本県においても、環境月間において、県民一人ひとりの意識高揚と実践を促進するとともに、環境保全活動のすそ野を拡げていくため、「令和8年度沖縄県環境月間行事实施計画」に基づき、環境保全活動の普及啓発に関する各種行事等を実施します。

## 3 実施内容

- (1) 名称：令和8年度沖縄県環境月間
- (2) 期間：令和8年6月1日～30日
- (3) テーマ：「環境にちょっと良いことは、暮らしのそばに。」
- (4) 実施主体：沖縄県
- (5) 共催：おきなわアジェンダ21県民会議  
沖縄県地球温暖化防止活動推進センター
- (6) 協賛：NHK沖縄放送局、エフエム沖縄、沖縄タイムス、沖縄テレビ、ラジオ沖縄、琉球新報、琉球放送、琉球朝日放送、宮古毎日新聞、八重山毎日新聞、八重山日報（順不同）
- (7) 実施行事：「令和8年度沖縄県環境月間行事实施計画」を参照